

# 第24回期 第8回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和3年2月18日(木) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 善一
同 (里白石・福貴作)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	小針 弘之
同 (大 草 )	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	白川 清一
同 (小貫・太田輪)	近藤 近
同 (山 白 石 )	生田目重好
同 ( 〃 )	鈴木 輝雄
同 ( 染 )	岡部 多重
同 (中根松)	市川 喜一

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用  
集積計画の作成に対する決定について

1件

議案第16号 令和3年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決定について

- 5 農業委員会事務局職員  
 事務局長 坂本 克幸  
 主 事 小松 将広

6. 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	梅の花も起こり始め、春めいてきましたが、まだまだ寒い日が続きます。皆さまにおかれましては、三寒四温と寒暖の差がある季節がら、健康には留意していただきたいと思えます。この度の地震、東日本大震災に近い震度でありましたが、町内においては中学校などに被害があったように聞いておりますが、各家庭、農地、農業施設等においては、大きな被害がなかったと聞き安心したところであります。コロナ禍も、当町より濃厚接触が出たということで心配されたと思えます。委員としての調査等の活動には十分気を付けていただきたいと思えます。 本件の議案は3件です。皆さまには慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しくお願い申し上げ、あいさついたします。
会 長	本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第8回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は11名中11名です。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。  (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、9番、八旗正紀委員、1番、小針充則委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。
会 長	それでは、議事日程第3、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	<b>【議案朗読】</b>
会 長	議案第14号、農地法第3条①について、東大畑・畑田地区推進委員の白川清一委員の調査報告及び意見を求めます。
白川委員	はい。東大畑・畑田地区担当の推進委員の白川清一です。 議案第14号農地法第3条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。

	<p>す。譲渡人、*****、*****さん、譲受人、*****  *****、*****さん、以下記載のとおりです。先日、2月7日、日曜日、午前  8時30分より地区副担当の小室勝弘農業委員及び譲受人、*****さん、譲渡人、  *****さん立会いのもと現地にて調査してまいりました。譲渡人、*****さ  ん、譲受人、*****さんの二人の関係は、*****さんのお父さん、*****さんと  *****さんは親交があり、隣接する土地所有者である*****さんへ今回の申請物  件を譲渡する約束をしていたそうです。先日、*****さんのお父さんが亡くな  られ、財産相続関連が一段落したため、お父さんが約束事で終わっていたこの物  件につき、整理を図りたいとのことでした。今回の調査で譲渡人、*****さん、  譲受人、*****さん、両者ともに異論なしということで確認しております。また、  農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてき  ましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>譲渡人、*****さん、譲受人、*****さんになります。  今回の農地については、東大畑で営農されている譲受人が、農地の処分を希望  していることを知り、売買の話がまとまり申請が行われたとのことでごしま  す。農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、譲受人の経営状  況及び従事状況、さらには本議案の取得面積後の経営面積が1万347㎡となる  ことなどから、いずれにも該当しないものと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。  議案第14号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。  議案第14号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いしま  す。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第14号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いた  しました。</p>
会 長	<p>次に、議案第15号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農  用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。  事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案の審議に入る前に、議案第15号、農業経営基盤強化促進法第18条①に</p>

	<p>については、小針弘之委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議から終了まで退席していただきます</p> <p>(小針弘之委員退室)</p> <p>会長 事務局 事務局より議案の説明を求めます。</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>設定人、****さんと被設定人、小針弘之さんは親子関係にあります。</p> <p>今回の利用権設定に至った経緯ですが、平成2年に農業者年金を受給するために、息子である弘之さんに農地法第3条において使用貸借権を結び、農地を経営移譲した経緯があり、今回は使用貸借権の再設定をする形となります。</p> <p>今回、再設定を行う理由ですが、使用貸借権の契約締結をしてから20年以上経ち契約期間が過ぎたため、一度農地を農業者年金受給者である**さんに返却し、再度、弘之さんに利用権の設定をすることで特定対象処分農地から外れる形となります。特定対象処分農地から外れると、農地転用等があった場合でも農業者年金支給停止になることがなく、今回の利用権設定に至った経緯となります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。</li> <li>2、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</li> <li>3、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。</li> </ol> <p>のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われれます。以上です。</p> <p>会長 この集積計画に対して菘輪・袖山地区農業委員、関根辰三委員の意見を求めます。</p> <p>関根委員 事務局から説明がありましたとおりで、今回の集積計画は問題ないものと考えます。以上です。</p> <p>会長 事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第15号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>会長 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第15号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
--	---

<p>会 長</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第15号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画①については許可決定いたしました。</p> <p>議事が終了しましたので、小針弘之委員に対する議事参与制限を解除します。</p>
<p>会 長</p>	<p>(小針弘之委員着席)</p> <p>小針弘之委員に報告します。議案第15号、農業経営基盤強化促進法第18条①は原案のとおり決定されました。</p> <p>次に議案第16号、令和3年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決定について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読、及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p><b>【議案朗読】</b></p>
<p>事務局長</p>	<p>農業委員会では、農地法第52条において農地の賃貸借の賃借料に関する情報を収集、整理、分析し、情報を提供することとされていることから、毎年2月の総会において農作業労働賃金・農地賃借料の参考資料について決定し、農事組合長をとおして資料を配布しておりました。本日は令和3年度の参考資料を決定するため議案として提出したところでございます。</p> <p>参考としまして、令和2年度の浅川町における農作業労働賃金・農地賃借料参考資料や実際の貸し借り料金及び近隣町村との比較表を議案書に添付し送付させていただいております。</p> <p>中身の説明ですが、比較表は石川管内の町村および浅川町に隣接する昨年度の数値となります実際の賃借料情報や比較表から他町村との差が大きい部分についてなど、農業委員、推進委員の皆様で2年度の参考資料の内容についてご検討いただき、決定していただきますようお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは時間もかかりますので暫時休議をして、これを検討していただき、後ほど採決したいと思います。</p> <p>(休議 1時45分)</p> <p>(再開 2時00分)</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは再開いたします。</p> <p>議案第16号について、事務局より金額を報告します。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和3年度農作業労働賃金・農地賃借料の参考資料としての金額をと申し上げます。</p> <p>まず、1農作業労働賃金について、(1)臨時雇作業、一般作業7,000円、田植7,000円、稲刈7,000円、除草7,000円、オペレータ料</p>

	<p>金8,000円。(2)請負作業、新たに設定するマニアスプレッダーが堆肥込み10a当たりで5,000円、ロータリー耕6,500円、すき耕7,000円、代かき7,000円、育苗出芽500円、育苗硬化825円、機械田植6,000円、バインダー稲刈6,500円、ハーベスター7,500円、コンバイン28,500円、乾燥・調整1,200円、粃すり650円で乾燥・調整及び粃すりが玄米60kgでくず米含む、機械あぜぬり50円。備考で、ほ場条件は、基盤整備後の乾田を標準とします。適正な管理をお願いします。と追加。次に、2農地賃借料について、田の上田8,000円、中田6,000円。畑の資料畑4,000円、普通畑は定めない。以上です。</p>
会 長	<p>議案第71号について、ただいま事務局より報告があった金額のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第71号、令和2年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料について決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p>
事務局長	<p><b>次回総会3月18日(木)午後1時30分予定です。</b></p> <p>次回の議案ですが、別段面積の設定について審議を予定しています。平成28年4月から浅川町では50aから30aへ下限面積を下げっており、それ以降この面積を適用させています。毎年審議することとされているため提案予定ですが、30aから変更しない方針であり、議案書もその方向で作成します。</p> <p><b>この後、関係団体との連携会議を開催します。</b></p> <p><b>第24回期より新たに農業委員・推進委員については、事前に送付したマイナンバー登録書の提出をお願いします。</b></p> <p><b>本日は事前に提出をお願いしておりました活動記録簿の提出をお願いします。</b></p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして第8回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p>

--	--

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)